

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月15日
条例の題名	三重県種畜検査条例	公 布 日	昭和32年3月30日
条 例 番 号	昭和32年三重県条例第7号	直 近 改 正 日	平成5年3月26日
所管部局課	農林水産部農畜産課	電 話 番 号	059-224-2541
条例の概要	優良な種畜を確保するために豚及びめん羊の検査(種畜検査)を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	家畜改良増殖法第4条及び施行令第2条に規定されていない種豚等について、家畜改良及び伝染病拡大予防の観点から種畜検査を実施する必要があり、条例制定は妥当である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	法及び施行令で規定されない種畜については、家畜改良及び伝染病拡大予防の観点から引き続き公的関与は必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	現在、該当する種畜はおらず、条例に基づく検査は実施されていない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	家畜改良及び伝染病予防拡大予防の観点から、法及び施行令で規定されない種畜を対象とし検査を行うことは妥当である。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	対象となる種畜による種付けを受ける畜産農家に限定される。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	対象となる種畜を飼育する農家に、検査に係る手数料が生じる。
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・ 廃止の 必要は ない	理	由	特 記 事 項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
		家畜改良増殖及び伝染病拡大予防の観点から、家畜改良増殖法が対象としない種畜に対し、条例により法に準じた規制を行うことは引き続き必要がある。			無	無